

イクネスしばたサポータークラブ会則

(名称及び活動場所)

第1条 本会の名称は、「イクネスしばたサポータークラブ」(以下「サポータークラブ」という。)とし、新発田駅前複合施設を活動の拠点とする。

(サポーター)

第2条 新発田駅前複合施設で行う活動を自発的に支援する個人及び団体をサポーターといい、サポーターは、サポータークラブを構成する。

(目的)

第3条 サポータークラブは、サポーター相互のつながりを深め、市民、団体及び行政と協働し、新発田駅前複合施設で行う活動をサポートする。

(活動)

第4条 前条の目的を達成するため、新発田駅前複合施設の運営支援を行うとともに自主的な活動を行う。

2 事業は、行政担当部署との協働により企画及び決定することを基本とする。

(入会・退会)

第5条 サポータークラブへ入会又は退会するものは、所定の書式に必要事項を記入し、代表に提出する。

2 次の場合は、届けの提出がなくても退会とみなす。

(1) 所在が不明のとき

(2) 団体が解散若しくは消滅したとき

3 退会に当たって、貸与品は、サポータークラブへ速やかに戻すこととする。

(会費)

第6条 サポータークラブの会費は、個人、団体にかかわらず1名年間100円

とする。

2 納入された会費は、返却しないものとする。

3 寄付金は随時受け付ける。

(役員及び任期)

第7条 サポータークラブを運営するために次の役員をおく。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 2名以内

(3) 事務局長 1名

(4) 会計 1名

(5) 監査 1名

2 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 事務局長は副代表が兼ねることができる。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会で選出し承認する。

2 役員に欠員が生じた場合は、その職務を他の役員が代行する。

(役員の職務)

第9条 役員は、次の業務を行う。

(1) 代表は、サポータークラブを代表し、会務を統括する。

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 事務局長は、サポータークラブの庶務を統括する。

(4) 会計は、サポータークラブの会計事務等処理する。

(5) 監査は、事業及び会計について監査する。

(部会活動)

第10条 サポータークラブの活動目的に沿って活動を行うために部会をつくり、主体的に活動することができる。ただし、部会をつくる際には運営委員会に諮ることとする。

(会議)

第 1 1 条 サポータークラブの会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会は、代表が招集し、サポーターで構成する。総会は、事業計画、事業報告、収支予算、収支決算、会則の改廃、役員の承認等を議決する。

3 運営委員会は、代表が招集し、役員及び代表がサポーターの中から指名した者で構成する。運営委員会は、サポータークラブの運営、活動、その他サポータークラブの重要事項について必要な事項を協議し、調整を行う。

(会議の議長)

第 1 2 条 総会の議長は、サポーターの中から選出される。

(総会の成立)

第 1 3 条 総会は、議決権を有するサポーターの 2 分の 1 以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状をもって出席とすることができる。

(議決)

第 1 4 条 総会の議決は、出席した議決権を有するサポーターの過半数で議決するものとする。

2 可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

3 役員は、議決権をもたない。

4 個人、団体にかかわらず 1 名が 1 名分の議決権を有するものとする。

(経費)

第 1 5 条 サポータークラブの運営に係る経費は、サポーター会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 事業に必要な経費として、必要に応じて参加費を徴収することができる。

(会計年度)

第 1 6 条 サポータークラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(細則)

第 17 条 この会則の他に、必要な事項については、運営委員会により細則を定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 28 年 8 月 6 日から施行する。
- 2 平成 30 年 4 月 21 日一部改正。